

(19)日本国特許庁(JP)

**(12)特許公報(B2)**(11)特許番号  
特許第7121151号  
(P7121151)

(45)発行日 令和4年8月17日(2022.8.17)

(24)登録日 令和4年8月8日(2022.8.8)

(51)国際特許分類  
G 0 6 Q 30/06 (2012.01)F I  
G 0 6 Q 30/06

請求項の数 5 (全18頁)

(21)出願番号	特願2021-6690(P2021-6690)	(73)特許権者	309007911 サントリーホールディングス株式会社 大阪府大阪市北区堂島浜二丁目1番40号
(22)出願日	令和3年1月19日(2021.1.19)	(74)代理人	100099759 弁理士 青木 篤
(62)分割の表示	特願2019-69203(P2019-69203)の分割	(74)代理人	100123582 弁理士 三橋 真二
原出願日	平成31年3月29日(2019.3.29)	(74)代理人	100117019 弁理士 渡辺 陽一
(65)公開番号	特開2021-77387(P2021-77387A)	(74)代理人	100141977 弁理士 中島 勝
(43)公開日	令和3年5月20日(2021.5.20)	(74)代理人	100150810 弁理士 武居 良太郎
審査請求日	令和3年3月1日(2021.3.1)	(72)発明者	高橋 大樹
早期審査対象出願			

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 食品を提供するための店舗装置及びシステム

**(57)【特許請求の範囲】****【請求項1】**

店舗に設けられて、食品を提供するための店舗装置であって、消費者からの注文をオンラインで事前に受け付ける処理部と、前記注文の情報を入力する記憶装置と、前記注文を識別することができる視認可能な注文識別情報を、前記食品が供給される容器に付する識別情報付与機構であって、前記識別情報付与機構は、前記注文識別情報が示されたラベルを出力装置によって印刷することと、前記ラベルを前記容器に付することと、ができるように構成されており、前記注文識別情報は、前記記憶装置に記憶された前記注文の情報に基づいて前記出力装置から出力され、前記出力装置の前記出力によって前記容器に付される、識別情報付与機構と、

前記ラベルを含む画像は、前記記憶装置に保存可能とされており、前記ラベルを含む画像と、前記記憶装置に保存された過去の注文のラベルを含む画像と、を前記店舗に設置されたディスプレイに表示する画像表示機構と、

を備え、

前記容器は、前記店舗から直接的に消費者によって引き取られる、店舗装置。

**【請求項2】**

店舗に設けられて、食品を提供するための店舗装置であって、消費者が事前にオンラインで設定した注文を受け付ける処理部と、前記注文の情報を入力する記憶装置と、

前記注文を識別することができる視認可能な注文識別情報を、前記食品が供給される容器に付する識別情報付与機構であって、前記識別情報付与機構は、前記注文識別情報が示されたラベルを出力装置によって印刷することと、前記ラベルを前記容器に付すことと、ができるように構成されており、前記注文識別情報は、前記記憶装置に記憶された前記注文の情報に基づいて前記出力装置から出力され、前記出力装置の前記出力によって前記容器に付される、識別情報付与機構と、

を備え、

前記注文識別情報は、前記消費者がオンラインで設定可能な文字及びしるしを含み、該文字及び該しるしは、前記注文に関する情報とは異なる文字及びしるしを含み得ることを特徴とし、

10

前記容器は、前記店舗から直接的に消費者によって引き取られる、店舗装置。

【請求項 3】

前記注文識別情報は、前記消費者がオンラインで設定可能な文字及びしるしを含む、請求項 1に記載の店舗装置。

【請求項 4】

食品を提供するために消費者からの注文を受け付けるシステムにおいて、消費者が事前にオンラインで注文を設定する注文部と、

前記消費者からの該注文を受け付ける処理部と、

前記消費者からの注文の情報を記憶する記憶装置と、

前記記憶装置に記憶された前記注文の情報に基づいて、前記注文を識別することができる視認可能な注文識別情報を出力する出力装置であって、前記注文識別情報は、前記食品が供給される容器に付される、出力装置と、

を備え、

前記注文識別情報は、前記消費者がオンラインで設定可能な文字及びしるしを含み、該文字及び該しるしは、前記注文に関する情報とは異なる文字及びしるしを含み得ることを特徴とし、

20

前記容器は、店舗において直接的に消費者によって引き取られる、システム。

【請求項 5】

食品を提供するために消費者からの注文を受け付けるシステムにおいて、消費者が事前にオンラインで注文を設定する注文部と、

前記消費者からの該注文を受け付ける処理部と、

前記消費者からの注文の情報を記憶する記憶装置と、

前記記憶装置に記憶された前記注文の情報に基づいて、前記注文を識別することができる視認可能な注文識別情報が示されたラベルを印刷する印刷機であって、前記ラベルは、前記食品が供給される容器に貼り付けられる、印刷機と、

前記容器が消費者に引き取られる店舗に設置されるディスプレイであって、前記ラベルを含む画像を表示する、ディスプレイと、

を備え、

前記注文識別情報は、前記消費者がオンラインで設定可能な文字及びしるしを含み、該文字及び該しるしは、前記注文に関する情報とは異なる文字及びしるしを含み得ることを特徴とする、システム。

30

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本願は、食品を提供するための店舗装置及びシステムに関する。

【背景技術】

【0002】

従来、食品を提供するための様々なシステム等が知られている（例えば、特許文献 1 ~ 4 参照）。特許文献 1 は、例えばレストラン等において飲料を提供するためのシステムを開示している。このシステムでは、レストラン内に、店頭装置と、店頭装置と通信可能な

40

50

遠隔飲料ディスペンサと、が配置されている。このシステムでは、店頭装置において注文が受けられ、遠隔飲料ディスペンサにおいて注文された飲料が分注される。

【0003】

特許文献2は、例えばレストラン等において飲料を提供するための方法を開示している。この方法では、注文入力システムにおいて、注文が受けられ、飲料用容器印刷機において、注文識別を含む表示が容器に印刷される。そして、例えば、容器は従業員から客に渡され、飲料供給ステーションにおいて、容器の表示が読み取られて、容器に飲料が供給される。

【0004】

特許文献3は、セルフサービス環境において飲料を提供するための装置を開示している。この装置では、ユーザーは、飲料容器を購入する。飲料容器には、事前にバーコードが設けられている。ユーザーは、飲料ディスペンサにおいて、飲料容器に設けられたバーコードをスキャンする。飲料ディスペンサでは、バーコードと関連付けられた使用記録（以前の飲料の分配事象）が識別される。識別された使用記録に基づいて、バーコードが有効であるか否か（例えば、一定時間が経過しているか否か、既定の容積の飲料が分配されたか否か、又は、一定の数の再注入事象が起こったか否か）が判断される。そして、バーコードが有効である場合には、飲料ディスペンサは、ユーザーから飲料の選択を受信する。

10

【0005】

特許文献4は、製品ディスペンサから混合製品を分配するためのシステムを開示している。このシステムでは、消費者が、例えば、ある製品に関する第1の製品レシピと、他の製品に関する第2の製品レシピと、を選択して、混合レシピに組み合わせることができる。そして、製品ディスペンサは、混合レシピを分配する。

20

【先行技術文献】

【特許文献】

【0006】

【文献】特表2015-527666号公報

特開2015-107836号公報

特表2017-518550号公報

特表2015-520079号公報

【発明の概要】

30

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

食品の消費者は、例えば、購入した食品を店舗で消費せずに、持ち帰る場合がある。この場合、食品を携帯に適した形で提供することができることが望ましい。また、消費者が自分の容器を間違なく認識できる形で食品を提供することができることが望ましい。これによって、消費者が他の消費者の容器を間違って持ち帰ることを防止することができる。

【0008】

本発明は、食品を携帯に適した形で且つ消費者が自分の容器を間違なく認識できる形で提供することができる店舗装置及びシステムを提供することを目的の1つとする。

40

【課題を解決するための手段】

【0009】

本開示の一態様は、店舗に設けられて、食品を提供するための店舗装置であって、消費者からの注文を受け付ける処理部と、注文の情報を入力する記憶装置と、注文を識別することができる視認可能な注文識別情報を、食品が供給される容器に付する識別情報付与機構であって、識別情報付与機構は、注文識別情報が示されたラベルを出力装置によって印刷することと、ラベルを容器に付することと、ができるように構成されており、注文識別情報は、記憶装置に記憶された注文の情報に基づいて出力装置から出力され、出力装置の出力によって容器に付される、識別情報付与機構と、ラベルを含む画像は、記憶装置に保存可能とされており、ラベルを含む画像と、記憶装置に保存された過去の注文のラベルを含む画像と、を店舗に設置されたディスプレイに表示する画像表示機構と、を備える店舗

50

装置である。

【0010】

また、本開示の一態様は、食品を提供するために消費者からの注文を受け付けるシステムであって、消費者からの注文を受け付ける処理部と、消費者からの注文の情報を記憶する記憶装置と、記憶装置に記憶された注文の情報に基づいて、注文を識別することができる視認可能な注文識別情報を出力する出力装置であって、注文識別情報は、食品が供給される容器に付される、出力装置と、を備えるシステムである。

【0011】

さらに、本開示の一態様は、食品を提供するために消費者からの注文を受け付けるシステムであって、消費者からの注文を受け付ける処理部と、消費者からの注文の情報を記憶する記憶装置と、記憶装置に記憶された注文の情報に基づいて、注文を識別することができる視認可能な注文識別情報が示されたラベルを印刷する印刷機であって、ラベルは、食品が供給される容器に貼り付けられる、印刷機と、容器が消費者に引き取られる店舗に設置されるディスプレイであって、ラベルを含む画像を表示する、ディスプレイと、を備えるシステムである。

10

【発明の効果】

【0012】

本開示の一態様によれば、食品を携帯に適した形で且つ消費者が自分の容器を間違いなく認識できる形で提供することができる店舗装置及びシステムを提供することが可能となる。

20

【図面の簡単な説明】

【0013】

【図1】実施形態に係るシステムの例示的な概念を示す図である。

【図2】店舗装置を設けた店舗の一例を示す図である。

【図3】図1に係るシステムを示す概略的なブロック図である。

【図4】外部装置に返信される画像の一例を示す概略的な図である。

【図5】ディスペンサを示す概略的な図である。

【図6】実施形態に係る店舗装置及びシステムを用いた食品の提供のフローチャートである。

【図7】食品の準備が完了したことを通知するための、デジタルサイネージに表示される画像の一例を示す概略的な図である。

30

【図8】記憶装置に保存された過去の容器を表示するための、デジタルサイネージに表示される画像の一例を示す概略的な図である。

【図9】店舗装置が実施するステップを示すフローチャートである。

【発明を実施するための形態】

【0014】

以下、添付図面を参照して、実施形態に係る食品を提供するための店舗装置及びシステムを説明する。同様な又は対応する要素には同一の符号を付し、重複する説明は省略する。

【0015】

図1は、実施形態に係るシステムの例示的な概念を示す図である。図1を参照して、システム100では、消費者Cが、注文部としての外部装置10によって、外部から（例えば、通勤中、通学中、移動中、外出中、又は、在宅中に）、店舗50に対して食品を事前に注文することができる。店舗50では、注文に基づいて食品が調製され、調製された食品を含む容器Bが準備される。

40

【0016】

図2は、店舗の一例を示す図である。図2を参照して、本実施形態では、従業員Eが、注文に基づいて、ディスペンサ2を用いて食品を調製する。他の実施形態では、ディスペンサ2が、注文に基づいて自動的に食品を調製してもよい。また、さらに他の実施形態では、従業員Eが、注文に基づいて、ディスペンサ2を用いずに食品を調製してもよい。食品を含む容器Bは、例えば、消費者Cが容器Bを引き取りに来るまで、ロッカー40等の

50

保管手段に保管されることがある。保管手段は、ロッカー 40 に限定されず、例えば、区切られた又は区切られない棚又はベルトコンベア等であってもよい。店舗 50 には、外部装置 10 を用いずに店舗 50 において食品を直接注文するための消費者用の端末 5 が設けられていてもよい。この場合、例えば、店舗 50 の前を通りかかった消費者が、端末 5 を用いて食品を注文することができる。代替的に、従業員 E は、消費者 C から注文を、紙で、口頭で、又は、電話等で受けてもよい。この場合、図 3 を参照して、従業員 E が、消費者 C からの注文を、装置としての店舗装置 1 ( 詳しくは後述 ) に入力してもよい。図 2 に戻り、店舗 50 には、様々な画像を表示するためのデジタルサイネージ ( ディスプレイ ) 4 が設けられている。

#### 【 0017 】

10

図 3 は、図 1 に係るシステムを示す概略的なブロック図である。図 3 を参照して、本実施形態に係るシステム 100 は、例えば、店舗装置 1 と、ディスペンサ 2 と、出力装置 3 と、デジタルサイネージ 4 と、端末 5 と、を備えることができ、これらの構成要素は、店舗 50 に配置されることができる。店舗装置 1 、出力装置 3 、デジタルサイネージ 4 及び端末 5 は、例えば、無線若しくは有線の LAN ( Local Area Network ) 、及び / 又は、ブルートゥース ( 登録商標 ) 等を通じて通信可能である。必要な場合には、ディスペンサ 2 も、店舗装置 1 、出力装置 3 、デジタルサイネージ 4 及び端末 5 と通信可能であり得る。システム 100 は、他の構成要素を更に備えてもよい。

#### 【 0018 】

20

店舗装置 1 は、例えば、コンピュータ、サーバー、タブレット、スマートフォン、又は、他の通信可能な装置であり得る。店舗装置 1 は、例えば、処理部 11 と、記憶部 ( 記憶装置 ) 12 と、入力部 13 と、表示部 14 と、通信部 15 と、を有することができ、これらの構成要素は例えばバス等によって互いに接続されている。店舗装置 1 は、他の構成要素を有してもよい。処理部 11 は、例えば、1 つ又は複数の CPU ( Central Processing unit ) であることができる。代替的に又は付加的に、処理部 11 として、独立した集積回路、マイクロプロセッサ、及び / 又は、ファームウェアが使用されてもよい。記憶部 12 は例えば、ROM ( read only memory ) 、RAM ( random access memory ) 、及び、ハードディスクドライブ等の記憶装置を含むことができる。記憶部 12 は、処理部 11 が実行する様々なプログラムを記憶することができる。プログラムは、例えば、CD - ROM , DVD - ROM 等のコンピュータ読み取り可能な可搬型記録媒体から公知のセットアッププログラム等を用いて記憶部 12 にインストールされてもよい。

30

#### 【 0019 】

入力部 13 は、例えば、マウス及びキーボード等を含むことができ、表示部 14 は、例えば、液晶ディスプレイ又は有機 EL ( Electro-Luminescence ) ディスプレイ等を含むことができる。入力部 13 及び表示部 14 として、タッチパネルが使用されてもよい。通信部 15 は、店舗装置 1 をネットワーク 30 に接続するための通信インターフェース回路を有することができる。必要な場合には、店舗装置 1 に、従業員用の端末 ( 例えば、タブレット又はスマートフォン等 ) がさらに接続されてもよい。なお、図 3 では、店舗装置 1 は店舗 50 に設けられているが、他の実施形態では、店舗装置 1 は、店舗 50 外に設けられてもよく、出力装置 3 、デジタルサイネージ 4 及び端末 5 等とネットワーク 30 を介して接続されてもよい。また、後述するように、処理部 11 と、通信部 15 と、を含んで、識別情報付与機構及び画像表示機構が構成されている。

40

#### 【 0020 】

店舗装置 1 は、ネットワーク 30 を介して、外部装置 10 と通信可能である。ネットワーク 30 は、例えば、インターネット、Wi-Fi ( 登録商標 ) 、ブルートゥース ( 登録商標 ) 、3G 及び 4G 等の 3GPP ( Third Generation Partnership Project ) により定められた通信規格に基づく通信方式、若しくは、その他の通信方式、又は、これらの任意の組み合わせを使用することができ、有線若しくは無線又はこれらの組み合わせを使用することができる。店舗装置 1 と外部装置 10 との間には、他の装置 ( 例えば、注文を管理するためのサーバー、及び / 又は、注文の決済を実行するためのサーバー、等 ) が介され

50

てもよい。例えば、店舗 50 がチェーン店である場合、外部装置 10 からの注文は、複数の店舗を管理するサーバーに送信され、当該サーバーから店舗 50 に注文が送信されてもよい。同様に、店舗 50 からの必要な連絡は、上記のサーバーに送信され、サーバーから外部装置 10 に連絡が返信されてもよい。

#### 【0021】

外部装置 10 は、消費者 C によって食品の注文を送信するのに使用されることがある。外部装置 10 は、例えば、スマートフォン若しくはフューチャーフォン等の携帯電話、タブレット、又は、パソコン等であり得る。外部装置 10 は、例えば、CPU、ROM、RAM、ハードディスクドライブ等の記憶装置、並びに / 又は、タッチパネル、マウス、キーボード、液晶ディスプレイ等の入力装置及び / 若しくは表示装置を備えてもよい。消費者 C は、例えば、アプリケーション又はウェブサイトを通じて、外部装置 10 から食品の注文を送信することができる。また、注文が完了した際に、外部装置 10 を通じて事前に食品の支払いが完了されてもよい。この場合、消費者 C は、店舗 50 において支払い無しに迅速に食品を受け取ることができる。

#### 【0022】

「注文」は、様々な情報を含むことができる。例えば、食品がコーヒー飲料である場合には、注文は、コーヒー飲料のベースドリンクのタイプ（例えば、ブラックコーヒー、カフェラテ、カプチーノ、又は、エスプレッソ等）、コーヒータイプ（ロースティー、又は、フルーティー等）、濃さ（薄い、レギュラー、又は、濃い等）、フレーバータイプ（キャラメル、チョコレート、ミント、又は、フレーバー無し、等）、温度（ホット又はコールド等）、コーヒー飲料の他の特徴、ミルクの有無若しくは種類、砂糖の有無若しくは量、ガムシロップの有無、他の調味料若しくは香料の有無、コーヒー飲料の引き取り希望時刻、消費者を識別するための情報、及び / 又は、外部装置 10 を識別するための情報、等の情報を含んでもよい。また、店舗 50 がチェーン店である場合には、注文は、店舗名を示す情報を含んでもよい。注文は、他の情報を更に含んでもよい。また、食品がコーヒー飲料以外（例えば、茶飲料（例えば、紅茶又はウーロン茶を含む飲料）、又は、果汁飲料）である場合には、注文は、食品の種類に応じて、他の情報を含むことができる。注文が含む情報は、店舗装置 1 の記憶部 12 に記憶される。

#### 【0023】

図 4 は、外部装置に返信される画像の一例を示す概略的な図である。例えば、店舗装置 1 は、食品の準備が完了したときに、図 4 に示されるような完了通知 N を外部装置 10 に返信するように構成されていてもよい。完了通知 N は、例えば、従業員 E が店舗装置 1 に食品の準備が完了したことを入力したときに、外部装置 10 に返信されてもよい。

#### 【0024】

「完了通知 N」は、様々な情報を含むことができる。例えば、完了通知 N は、注文を識別することができる注文識別情報（詳しくは後述）を含むことができる。例えば、完了通知 N は、容器 B に貼り付けられるラベル L（詳しくは後述）の画像を含むことができる。図 4 では、画像は容器 B を含んでいるが、画像はラベル L のみを含んでもよい。容器 B が表示される場合には、容器 B は、例えば、注文した食品のタイプ（例えば、ブラックコーヒー、カフェラテ、カプチーノ、又は、エスプレッソ等）に応じた色（例えば、黒又は茶色）を有していてもよい。代替的に又は追加的に、例えば、完了通知 N は、上記の注文が含む情報の少なくとも 1 つを含んでもよい。また、完了通知 N は、例えば、注文に対して設定された注文番号、QRコード（登録商標）、バーコード、及び / 又は、容器 B が保管されている場所を識別するための情報（例えば、ロッカーナンバーの番号）等の情報を含むことができる。完了通知 N が含む情報は、店舗装置 1 の記憶部 12 に記憶されてもよい。

#### 【0025】

図 5 は、ディスペンサを示す概略的な図である。ディスペンサ 2 は、食品を調製するために使用される。本開示において、「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く）を意味することができる。例えば、食品は、特定保健用食品、栄養機能

食品、又は、一般食品であることができる。例えば、食品は、容器 B に収容可能であり、且つ、店舗 50 において従業員 E によって複数の材料から調製可能な飲料又は食べ物であることができる。例えば、飲料は、様々な飲料であることができる。例えば、飲料は、お湯又は水によって抽出原料（例えば、粉碎された焙煎コーヒー豆、又は、茶葉）から抽出された抽出物を含むことができる（例えば、コーヒー飲料又は茶飲料（例えば、紅茶又はウーロン茶を含む飲料））。飲料は、コーヒー飲料及び茶飲料以外（例えば、果汁飲料）であってもよい。他の実施形態では、食品は、他の飲料又は食べ物であってもよい（例えば、アルコール飲料、スープ、又は、菓子 等）。本実施形態では、食品は、コーヒー飲料である。

【 0 0 2 6 】

ディスペンサ 2 は、コーヒー抽出物を収容するためのタンク（不図示）、及び、タンクに収容されたコーヒー抽出物を吐出するためのノズル 21 を備えることができる。ディスペンサ 2 は、香料を収容するためのタンク、及び、香料を吐出するためのノズルを更に備えててもよい。代替的に、ディスペンサ 2 は、香料を収容するためのタンクを備えててもよく、ノズル 21 が、ディスペンサ 2 の内部で混合されたコーヒー抽出物及び香料を吐出してもよい。さらに代替的に、香料は、ディスペンサ 2 とは別個の容器 D に収容されてもよい。従業員 E は、容器 B をディスペンサ 2 にセットして、例えばディスペンサ 2 に設けられたレバー 22 を操作することによって、容器 B にコーヒー抽出物及び / 又は香料を注入することができる。ディスペンサ 2 には、コーヒー抽出物の濃さ及び / 又は温度等を調節するためのスイッチ 23 が設けられていてもよい。ディスペンサ 2 は、コーヒー抽出物の他の特徴を調節するための他のスイッチを有してもよい。

【 0 0 2 7 】

コーヒー抽出物は、例えば、店舗外の装置において、又は、店舗内に配置された装置において、予め準備されることができる。コーヒー豆の栽培樹種は、特定の種類に限定されず、例えば、アラビカ種、ロブスタ種、又は、リベリカ種であってもよい。コーヒー豆の品種は、特定の種類に限定されず、例えば、モカ、ブラジル、コロンビア、グアテマラ、ブルーマウンテン、コナ、マンデリン、又は、キリマンジャロであってもよい。コーヒー豆は 1 種でもよく、又は、複数種がブレンドされてもよい。コーヒー豆の焙煎方法に関して、焙煎温度及び焙煎環境に特定の制限はなく、一般的な方法が採用され得る。焙煎コーヒー豆からの抽出方法に関して、特定の制限はなく、例えば、コーヒー抽出物は、粗挽き、中挽き、又は、細挽き等に粉碎された焙煎コーヒー豆から水又は温水（0 ~ 100）によって抽出されることがある。抽出方法は、例えば、連続多管式、ドリップ式、サイフォン式、ボイリング式、又は、ジェット式であってもよい。例えば、連続多管式抽出方法では、コーヒーの抽出原料（例えば、粗挽き、中挽き、又は、細挽き等に粉碎された焙煎コーヒー豆）を収容する複数の抽出カラムが、直列に接続される。抽出溶媒（例えば、水又は湯）を複数の抽出カラムに順番に通すことによって、コーヒー抽出物が製造される。このようなコーヒー抽出物は、例えば、缶コーヒー（又は、レディ・トゥ・ドリンクコーヒーとも称され得る）用の連続多管抽出用の設備によって準備することが可能である。

【 0 0 2 8 】

コーヒー抽出物は、予め加熱滅菌されていてもよい。但し、缶コーヒーは、一般的に、連続多管式抽出方法によって抽出されたコーヒー抽出物を香料と混ぜて、混合物を加熱滅菌することによって製造されるが、本実施形態に係る加熱滅菌されたコーヒー抽出物は、香料が加えられていない状態で加熱滅菌されることに留意されたい。

【 0 0 2 9 】

加熱滅菌は、様々な方法であり得る。例えば、加熱滅菌は、高温で短時間加熱滅菌した後、無菌条件下で加熱滅菌処理された保存容器に充填する方法（UHT 加熱滅菌法）等が挙げられる。UHT 加熱滅菌法の場合、通常 120 ~ 150 で 1 ~ 120 秒間程度、好みしくは 130 ~ 145 で 30 ~ 120 秒間程度の条件であり得る。

【 0 0 3 0 】

香料は、抽出物本来の香りを改善及び / 又は強化するための第 1 の香料と、抽出物本来

10

20

30

40

50

の香りとは異なるフレーバーを加えるための第2の香料と、を含むことができ、これら第1及び第2の香料は区別され、且つ、別々に保存されることができる。第1の香料は、抽出物の原料（例えば、粉碎された焙煎コーヒー豆、又は、茶葉）から抽出された原料由來の香り成分を含む液体であり得る。第1の香料は、他の成分をさらに含んでもよい。例えば、飲料がコーヒー飲料である場合、第1の香料は、焙煎コーヒー豆から抽出された焙煎コーヒー豆由來の香り成分を含む液体であり得、例えば、ロースティータイプ及びフルーティータイプ等を含むことができる。焙煎コーヒー豆は、例えば、アラビカ種、ロブスタ種、及び／又は、リベリカ種を含むことができ、所望する香りに基づいて決定され得る。第2の香料は、例えば、キャラメル、チョコレート、ミント等がある。

#### 【0031】

容器Bは、密封可能である。本開示において、「密封可能」とは、例えば、容器Bが逆さまにされたときに又は容器Bが振られたときに、容器Bから食品が漏れないことを意味することができる。また、容器Bは、再栓可能であることができる。例えば、容器Bは、プラスチックボトルであることができる。プラスチックボトルは、例えば、ポリエチレンテレフタレート（PET）、ポリプロピレン（PP）又はポリエチレン（PE）のようなプラスチックから構成されることができる。容器Bは、例えば、食品を収容する本体と、本体に設けられた口部を閉じるためのキャップと、を有することができる。容器Bは、プラスチック以外の他の材料（例えば、金属、ガラス、及び／又は、紙）から構成されていてもよい。例えば、容器Bは、紙製の本体と、紙製又はプラスチック製のキャップと、を有していてもよい。また、例えば、容器Bは、ガラス製の本体と、金属製又はプラスチック製のキャップと、を有していてもよい。

#### 【0032】

出力装置3は、記憶部12に記憶された注文の情報に基づいて、注文識別情報を出力する。本実施形態では、出力装置3は印刷機であり、注文識別情報が示されたラベルLを印刷することができる。ラベルLは、注文識別情報以外の情報も含んでもよい。出力装置3は、インクジェット印刷機又はレーザー印刷機等、ラベルLを印刷可能な様々な印刷機であることができる。出力装置3は、例えば、ディスペンサ2に組み込まれてもよく、又は、ディスペンサ2と別個に設けられてもよい。

#### 【0033】

「注文識別情報」は、記憶部12に記憶された個々の注文を識別するために使用可能な様々な情報を含むことができる。例えば、注文識別情報は、消費者を識別するための文字（例えば、名前又はニックネーム等）LTと、注文に対して選択されたしるしMと、を含むことができる。例えば、文字LTは、消費者Cが外部装置10から注文を送信する際に、外部装置10を介して消費者Cによって設定されてもよい。しるしMは、形状、模様若しくは色彩又はこれらの組合せであることができ、システム100において予め複数のパターンが準備されていてもよい。しるしMは、消費者Cが外部装置10から注文を送信する際に、外部装置10を介して消費者Cによって選択されてもよく、又は、システム100内の構成要素（例えば、店舗装置1）によって自動的に選択されてもよい。また、例えば、注文識別情報は、上記のような、記憶部12に記憶された注文が含む情報及び完了通知Nが含む情報の少なくとも1つを含むことができる。また、注文識別情報は、例えば、食品が調製された時刻を含み得る。注文識別情報は、他の情報を含んでもよい。

#### 【0034】

なお、本実施形態では、コーヒー飲料は、店舗において調製されるため、例えば缶コーヒーとは対照的に、ラベルLは、原材料名及び賞味期限等を含まなくてよいことに留意されたい。このため、ラベルLは、シンプルなデザインを有することができる。ラベルLは、例えば、「お早めにお召し上がりください」等の表示を含んでもよい。

#### 【0035】

上記のように、本実施形態では、出力装置3は、例えば、容器Bに貼り付けられるラベルLを印刷することができる印刷機である。しかしながら、出力装置3は、注文識別情報を容器Bに付することができる様々な装置であることができる。例えば、出力装置3は、

10

20

30

40

50

注文識別情報を容器 B に直接的に付することができる印刷機であってもよい。この場合、出力装置 3 は、インクジェット印刷機又はレーザー印刷機等、記憶部 12 に記憶された注文の情報に基づいて容器 B に直接的に印刷可能な様々な印刷機であることができる。また、例えば、出力装置 3 は、注文識別情報を容器 B に直接的に付することができるレーザー加工機であってもよい。この場合、出力装置 3 は、記憶部 12 に記憶された注文の情報に基づいて注文識別情報を容器 B に直接的に刻むことができる。

#### 【 0 0 3 6 】

図 3 を参照して、デジタルサイネージ 4 は、例えば、注文を受け付けたこと、及び / 又は、食品の準備が完了したことをリアルタイムで表示することができる。デジタルサイネージ 4 は、その他の情報を表示してもよい。デジタルサイネージ 4 に表示される画像は、動画であってもよく、及び / 又は、静止画像であってもよい。

10

#### 【 0 0 3 7 】

図 7 は、食品の準備が完了したことを通知するための、デジタルサイネージに表示される画像の一例を示す概略的な図である。デジタルサイネージ 4 は、例えば、注文識別情報が付された容器 B を含む画像を表示してもよい。例えば、デジタルサイネージ 4 は、従業員 E が食品の準備が完了したことを店舗装置 1 に入力したときに、図 7 に示されるように、食品の準備の完了と共にラベル L が貼り付けられた容器 B を含む画像を表示してもよい。代替的に又は追加的に、デジタルサイネージ 4 は、店舗装置 1 が注文を受けたときに、注文を受信したことと共に容器 B を含む画像を表示してもよい。なお、ラベル L が表示される場合には、デジタルサイネージ 4 に表示される画像は、容器 B を含んでもよく、又は、容器 B を含まなくてもよいことに留意されたい。容器 B が表示される場合には、容器 B は、例えば、注文した食品のタイプに応じた色を有していてもよい。

20

#### 【 0 0 3 8 】

図 8 は、記憶装置に保存された過去の容器を表示するための、デジタルサイネージに表示される画像の一例を示す概略的な図である。システム 100 では、システム 100 内の記憶装置（例えば、店舗装置 1 の記憶部 12）が、店舗装置 1 が注文をうけたときに、注文に関する様々な情報（例えば、ラベル L の画像）を保存するように構成されることができる。したがって、記憶装置は、過去に受けた複数の注文に関する情報を保存することができる。記憶装置に保存された過去の情報に基づいて、デジタルサイネージ 4 は、例えば、注文識別情報が付された過去の容器 B を含む画像を表示してもよい。例えば、デジタルサイネージ 4 は、待機時（例えば、食品の準備の完了及び注文の受信を表示していないとき）に、図 8 に示されるように、記憶装置に保存されたラベル L が貼り付けられた過去の複数の容器 B を含む画像を表示するように構成されていてもよい。したがって、過去に店舗 50 において食品を購入した経験を有する消費者 C は、デジタルサイネージ 4 に表示された複数の容器 B の中から自分の容器 B を探す等、食品を購入した後にデジタルサイネージ 4 を見て楽しむことができる。なお、図 8 では、過去の複数の容器 B が表示されているが、過去の単一の容器 B のみがデジタルサイネージ 4 に表示されてもよい。

30

#### 【 0 0 3 9 】

過去の複数の容器 B がデジタルサイネージ 4 に表示される場合、容器 B は、例えば、記憶装置に保存された所定の期間後に、デジタルサイネージ 4 に表示される複数の容器 B のリストに組み込まれてもよい。また、容器 B は、例えば、記憶装置に保存された所定の期間後に、デジタルサイネージ 4 に表示される複数の容器 B のリストから削除されてもよい。

40

#### 【 0 0 4 0 】

なお、ラベル L が表示される場合には、デジタルサイネージ 4 に表示される画像は、容器 B を含んでもよく、又は、容器 B を含まなくてもよいことに留意されたい。容器 B が表示される場合には、容器 B は、例えば、注文した食品のタイプに応じた色を有していてもよい。また、複数の容器 B は、図 8 に示されるように同時にデジタルサイネージ 4 に表示されてもよく、又は、所定の間隔（例えば、数百ミリ秒又は数秒等）で順番にデジタルサイネージ 4 に表示されてもよい。

#### 【 0 0 4 1 】

50

図3を参照して、端末5は、例えば、タブレット、コンピュータ、又は、他の通信可能な装置であり得る。端末5は、例えば、CPU、ROM、RAM、ハードディスクドライブ等の記憶装置、並びに/又は、タッチパネル、マウス、キーボード、液晶ディスプレイ等の入力装置及び/若しくは表示装置を備えていてもよい。消費者Cは、端末5を用いて食品を注文することができる。端末5からの注文は、上記の外部装置10からの注文が含む情報の少なくとも1つを含むことができる。

【0042】

システム100は、他の構成要素を更に備えてよい。例えば、システム100は、食品を消費者Cに引き渡す際に、注文を識別するための手段(例えば、リーダ等)を含んでもよい。リーダは、外部装置10に返信された完了通知Nに含まれる情報(例えば、QRコード(登録商標)Q又はバーコード)を読み取るように構成されていてもよい。リーダは、例えば、QRコード(登録商標)リーダ又はバーコードリーダであり得る。リーダ(又はシステム100の他の構成要素)は、リーダによって読み取られた情報が有効であるか否かを判定してもよい。例えば、従業員Eは、リーダによって読み取られた情報が有効であると判定された場合に、読み取られた情報によって特定される容器Bを消費者Cに手渡してもよい。

10

【0043】

次に、食品の提供に係るフローチャートの説明を通じて、本実施形態に係る店舗装置及びシステムの作用効果について説明する。

【0044】

図6は、実施形態に係る店舗装置及びシステムを用いた食品の提供に係るフローチャートである。図6を参照して、食品の提供は、店舗装置1が、消費者Cからの注文を受け付けることから始まる(ステップS100)。注文は、外部装置10又は端末5から入力されてもよい。代替的に、従業員Eは、消費者Cから注文を紙で、口頭で、又は、電話等で受けてもよく、消費者Cからの注文を入力部13によって店舗装置1に入力してもよい。続いて、店舗装置1は、受け付けた注文を記憶部12に入力する(ステップS101)。

20

【0045】

続いて、店舗装置1は、受け付けた注文を従業員Eに対して通知する(ステップS102)。通知は、様々な態様であり得る。例えば、店舗装置1は、新規注文を受け付けたことを表示部14に示してもよい。また、店舗装置1は、新規注文を受け付けたことを音声によって示してもよい。また、店舗装置1は、通知として、又は、通知に加えて、注文が含む情報の少なくとも1つを表示部14に示してもよい。例えば、複数の注文が受け付けられている場合には、店舗装置1は、引き取り希望時刻が早い注文から遅い注文の順番に、注文を表示部14に示してもよい。例えば、コーヒー飲料のタイプに応じて調製時間が異なる場合には、調製時間が表示の順番に考慮されてもよい。例えば、長い調製時間有するコーヒー飲料の注文は、短い調製時間有するコーヒー飲料の注文よりも優先されてもよい。表示の順番は、適宜変更されてもよい。

30

【0046】

続いて、従業員Eは、コーヒー飲料を調製して、コーヒー飲料を容器Bに供給する(ステップS104)。例えば、従業員Eは、表示部14に示された注文に基づいて、コーヒー飲料を調製してもよい。また、例えば、店舗装置1は、表示部14に示された注文の中から、準備する注文を自動的に選択することによって、又は、従業員Eが入力部13によって選択することによって、出力装置3にラベルLを印刷するように指示を送信するように構成されていてもよい。従業員Eは、印刷されたラベルLに基づいて、コーヒー飲料を調製してもよい。複数の注文が受け付けられている場合には、従業員Eは、店舗装置1に表示された順番にしたがってコーヒー飲料を調製してもよいし、又は、特定の状況には順番は変更されてもよい(例えば、ある注文の消費者が容器Bの準備が完了する前に早めに店舗に到着した場合、等)。

40

【0047】

例えば、従業員Eは、ディスペンサ2からコーヒー抽出物を容器Bに注入し、コーヒー

50

抽出物の注入の後に（又は前に）、ディスペンサ 2 から（又はディスペンサ 2 とは別個の容器 D から）第 1 の香料を容器 B に注入することができる。また、従業員 E は、例えば表示部 1 4 に示された注文に基づいて、第 2 の香料、ミルク、砂糖、ガムシロップ、及び／又は、他の調味料等を更に容器 B に注入してもよい。コーヒー抽出物が一般的に飲まれるコーヒー飲料よりも高い濃度を有している場合、従業員 E は、希釀液（例えば、水、湯、及び／又は、乳（例えば、牛乳又はミルク等のミルク成分を含むもの）等）によって、コーヒー抽出物を希釀してもよい。

【 0 0 4 8 】

続いて、従業員 E は、供給されたコーヒー飲料を含む容器 B を密封する（ステップ S 1 0 6）。例えば、従業員 E は、プラスチックボトルの本体をキャップで閉じる。

10

【 0 0 4 9 】

続いて、注文識別情報を容器 B に付する（ステップ S 1 0 8）。本実施形態では、出力装置 3 が、記憶部 1 2 に記憶された注文の情報に基づいてラベル L を印刷し、従業員 E が、ラベル L を容器 B に貼り付ける。続いて、従業員 E は、容器 B を保管手段に保管する（ステップ S 1 1 0）。例えば、従業員 E は、ラベル L に印刷された番号のロッカー 4 0 に容器 B を入れることができる。以上により、容器 B の準備が終了する。なお、ロッカー 4 0 に容器 B を入れる前に消費者 C が店舗 5 0 に居る場合（例えば、消費者 C が端末 5 からコーヒー飲料を注文した場合、従業員 E が消費者 C から受けた注文を店舗装置 1 に入力した場合、又は、容器 B がロッカー 4 0 に保管される前に消費者 C が店舗 5 0 に到着した場合）には、従業員 E は、ステップ S 1 1 0 を実施せずに、容器 B を直接に消費者 C に手渡してもよいことが理解されよう。

20

【 0 0 5 0 】

続いて、コーヒー飲料の準備が完了したことを従業員 E が入力部 1 3 を介して店舗装置 1 に入力したときに、店舗装置 1 は、図 7 に示されるような画像をデジタルサイネージ 4 に完了通知として表示する（ステップ S 1 1 2）。完了通知がデジタルサイネージ 4 に表示されたときに消費者 C が店舗 5 0 に居る場合（例えば、消費者 C が端末 5 からコーヒー飲料を注文した場合、従業員 E が消費者 C から受けた注文を店舗装置 1 に入力した場合、又は、容器 B がロッカー 4 0 に保管される前に消費者 C が店舗 5 0 に到着した場合）には、消費者 C は、コーヒー飲料の準備が完了したことをデジタルサイネージ 4 の表示に基づいて知ることができる。

30

【 0 0 5 1 】

続いて、店舗装置 1 は、ラベル L を含む画像を外部装置 1 0 に対して完了通知 N として返信する（ステップ S 1 1 4）。なお、店舗装置 1 は、ステップ S 1 0 4 における上記の出力装置 3 へのラベル L の印刷の指示の送信と併せて、外部装置 1 0 に対して完了通知 N を送信するように構成されていてもよい。ステップ S 1 1 4 は、例えば、ステップ S 1 1 2 よりも前に実施されてもよく、又は、ステップ S 1 1 2 と同時に実施されてもよい。

【 0 0 5 2 】

続いて、消費者 C が容器 B を受け取る（ステップ S 1 1 6）。例えば、消費者 C は、自身の外部装置 1 0 に送信された完了通知 N に含まれる注文識別情報に基づいて、保管手段にある複数の容器 B の中から自分の容器 B（対応する注文識別情報が付された容器 B）を見つけてピックアップすることができる。代替的に又は付加的に、消費者 C は、店舗 5 0 に到着したときに、リーダを使用してもよい。例えば、リーダは、外部装置 1 0 に表示された（又は紙に印刷された）QR コード（登録商標）又はバーコードを読み取る。従業員 E は、リーダによって読み取られた情報が有効であると判定された場合に、読み取られた情報によって特定される容器 B を消費者 C に手渡す。

40

【 0 0 5 3 】

続いて、デジタルサイネージ 4 は、待機時に、図 8 に示されるような画像を表示する（ステップ S 1 1 8）。消費者 C がまだ店舗 5 0 に居る場合に、又は、消費者 C が店舗 5 0 を再度訪れた場合に、消費者 C は、複数の容器 B の中から過去に自分が注文した容器 B を見つけ出す等、デジタルサイネージ 4 の表示を楽しむことができる。

50

## 【0054】

続いて、上記の食品の提供に係るフローのうち、店舗装置1によって実施されるステップについて、より詳細に説明する。図9は、店舗装置1が実施するステップを示すフローチャートである。以下で店舗装置1が実行する処理は、例えば、記憶部12に記憶されているプログラムに従って処理部11が動作することによって実現することができる。

## 【0055】

店舗装置1の処理部11は、消費者Cからの注文を、通信部15を介して外部装置10から若しくは端末5から、又は、従業員Eによって入力部13から、受け付ける(ステップS200)。続いて、処理部11は、受け付けた注文を記憶部12に入力する(ステップS201)。続いて、処理部11は、受け付けた注文を従業員Eに対して通知する(ステップS202)。ステップS200、S201及びステップS202は、それぞれ上記のステップS100、S101及びステップS102と同様であることができる。

10

## 【0056】

続いて、識別情報付与機構11、15は、注文識別情報を出力するように、出力装置3に指示を送信する(ステップS204)。具体的には、処理部11は、注文識別情報を出力するように通信部15を介して出力装置3に指示を送信する。本実施形態では、処理部11は、注文識別情報(例えば、消費者を識別するための文字LT、注文に対して選択されたしM、コーヒー飲料のベースドリンクのタイプ(例えば、ブラックコーヒー、カフェラテ、カプチーノ、又は、エスプレッソ等)、第1の香料を特定するためのコーヒータイプ(ロースティー、又は、フルーティー等)、濃さ(薄い、レギュラー、又は、濃い等)、第2の香料を特定するためのフレーバータイプ(キャラメル、チョコレート、ミント、又は、フレーバー無し、等)、温度(ホット又はコールド等)、ミルクの有無及び量、砂糖の有無及び量、ガムシロップの有無及び量、コーヒー飲料の引き取り希望時刻、並びに、外部装置10を識別するための情報、のうちの少なくとも1つ)を含むラベルLを印刷するように、出力装置3に指示を送信することができる。

20

## 【0057】

続いて、画像表示機構11、15は、ラベルLを含む画像を完了通知として表示するように、デジタルサイネージ4に指示を送信する(ステップS206)。具体的には、処理部11は、コーヒー飲料の準備の完了の入力を従業員Eから入力部13を介して受け付け、その後、図7に示されるようなラベルLを含む画像を完了通知として表示するように通信部15を介してデジタルサイネージ4に指示を送信する。続いて、画像表示機構11、15は、ラベルLを含む画像を完了通知Nとして外部装置10に対して送信する(ステップS208)。ステップS208は、例えば、ステップS206よりも前に実施されてもよく、又は、ステップS206と同時に実施されてもよい。続いて、画像表示機構11、15は、待機時に、図8に示されるような過去の複数の容器Bを含む画像を表示するように、デジタルサイネージ4に指示を送信する(ステップS210)。ステップS206、S208、S210は、それぞれ上記のステップS112、S114、S118と同様であることができる。

30

## 【0058】

以上、本実施形態に係る店舗装置及びシステムによれば、注文を受けた後に、食品が容器Bに供給されて容器Bが密封することができる。したがって、食品を携帯に適した形で提供することができる。また、記憶部12に記憶された注文の情報に基づいて注文識別情報が出力装置3から出力され、当該出力によって注文識別情報を容器Bに付すことができる。したがって、例えば、上記のような情報を手書きで容器に付する場合に比して、注文識別情報を正確に容器Bに付することができる。これにより、消費者Cが自分の容器Bを間違いなく認識することができる。

40

## 【0059】

また、本実施形態に係る店舗装置及びシステムによって提供される食品は、例えば、飲料である。また、飲料には、加熱滅菌された抽出物が含有されている。このような抽出物は、例えば、缶飲料用に加熱滅菌された抽出物を製造するための設備によって準備するこ

50

とができる。また、ここでは、飲料は、具体的には、コーヒー飲料であり、コーヒー飲料には、加熱滅菌されたコーヒー抽出物が含有されており、コーヒー抽出物は連続多管抽出された後に加熱滅菌された抽出物である。このようなコーヒー抽出物は、例えば、缶コーヒー用の既存の連続多管抽出用の設備によって準備することが可能である。このような設備で予め準備された加熱滅菌されたコーヒー抽出物を用いてコーヒー飲料が調製されるため、挽かれたコーヒー豆から店舗においてコーヒーを抽出する場合に比して、コーヒー飲料を迅速に提供することができる。

【0060】

また、本実施形態に係る店舗装置及びシステムによれば、食品を容器に供給する際に、加熱滅菌されたコーヒー抽出物に、コーヒー抽出物の原料から抽出された原料由来の香り成分を含む第1の香料を加えることができる。したがって、コーヒー飲料は、加熱滅菌によって抽出物から失われる香りを、再び含有することができ、コーヒー抽出物に香料が加えられた後にコーヒー抽出物が加熱滅菌される場合（例えば、缶コーヒー）と比較して、香りが失われない、香り高い品質の良いコーヒー飲料を提供することができる。これにより、本実施形態に係る店舗装置及びシステムによれば、品質の良いコーヒー飲料をより迅速に提供することができる。

10

【0061】

また、容器Bは、再栓可能である。したがって、携帯性を向上させることができる。

【0062】

また、本実施形態に係る店舗装置及びシステムによれば、容器Bは、プラスチックボトルとされている。したがって、例えば紙コップによってコーヒーを持ち運ぶ場合に比して、優れた携帯性を得ることができる。

20

【0063】

注文識別情報を容器に付するための装置には、様々な装置を用いることができる。本実施形態では、識別情報付与機構11、15は、注文識別情報が示されたラベルLを印刷機によって印刷することと、ラベルLを容器Bに貼り付けることと、ができるように構成されている。代替的に又は付加的に、識別情報付与機構11、15は、印刷機によって注文識別情報を容器Bに直接的に印刷することができるよう構成されてもよい。代替的に又は付加的に、識別情報付与機構11、15は、レーザー加工機によって注文識別情報を容器Bに直接的に刻むことができるよう構成されてもよい。

30

【0064】

また、本実施形態では、注文識別情報は、消費者Cを識別するための文字LTと、注文に対して選択されたしるしMと、を含んでいる。したがって、文字LT及びしるしMを含む2つの要素によって、注文識別情報が付された容器Bを視覚的に容易に識別することができる。したがって、消費者Cは、自分の容器Bを容易に見つけることができる。

【0065】

また、本実施形態に係る店舗装置及びシステムによれば、注文は、店舗50外にある外部装置10から記憶部12へ送信され、食品の提供は、注文識別情報を完了通知Nとして外部装置10に返信することができる。したがって、消費者Cは、外部装置10に返信された注文識別情報に基づいて、店舗50において自分の容器Bを容易に見つけることができる。

40

【0066】

また、本実施形態に係る店舗装置及びシステムによれば、ラベルLを含む画像を、店舗50に設置されたデジタルサイネージ4に表示することができる。したがって、食品の準備の完了通知とともにラベルLを含む画像をデジタルサイネージ4に表示することによって、消費者Cは、デジタルサイネージ4に表示された自分のラベルLに基づいて、食品の準備が完了したことを容易に知ることができる。

【0067】

また、本実施形態に係る店舗装置及びシステムによれば、ラベルLの画像を記憶装置に保存することができると共に、記憶装置に保存された過去のラベルLを含む画像を、デジ

50

タルサイネージ 4 に表示することができる。したがって、記憶装置に保存された過去の注文のラベル L がデジタルサイネージ 4 に表示されるため、消費者 C は、自分のラベル L を探す等、食品を購入した後にデジタルサイネージ 4 の表示を楽しむことができる。したがって、消費者 C に対して高い満足感を提供することができる。

#### 【 0 0 6 8 】

また、本実施形態に係る店舗装置及びシステムによれば、食品を供給した容器 B を保管することができる。したがって、例えば、消費者 C がすぐに食品を受け取れない場合に、消費者にとって都合がよい。

#### 【 0 0 6 9 】

食品を提供するための店舗装置及びシステムの実施形態について説明したが、本発明は上記の実施形態に限定されない。当業者であれば、上記の実施形態の様々な変形が可能であることを理解するだろう。また、当業者であれば、1 つの実施形態に含まれる特徴は、矛盾が生じない限り、他の実施形態に組み込むことができる、又は、他の実施形態に含まれる特徴と交換可能であることを理解するだろう。上記の食品の提供のためのステップは、必ずしも上記の順番で実行される必要はなく、矛盾が生じない限り、異なる順番で実行されてもよい。

#### 【 0 0 7 0 】

例えば、上記の実施形態では、ラベル L は、食品を調製する際に印刷される。しかしながら、ラベル L は、例えば、容器 B の準備が完了したとき（例えば、容器 B の密封が完了したとき）に印刷されてもよい。

#### 【 0 0 7 1 】

また、例えば、上記の実施形態では、一部のステップが従業員 E によって実施される。しかしながら、従業員 E によって実施されるステップの一部又は全てが、システム 100 によって自動的に実施されてもよい。例えば、システム 100 は、容器 B をディスペンサ 2 にセットするための装置、注文に基づいてディスペンサ 2 から加熱滅菌されたコーヒー抽出物及び香料を容器 B に自動的に注入するための機構、容器 B のキャップを閉じるための装置、並びに、密封された容器 B を保管手段に入れるための装置の少なくとも 1 つを更に備えてもよい。

#### 【 符号の説明 】

#### 【 0 0 7 2 】

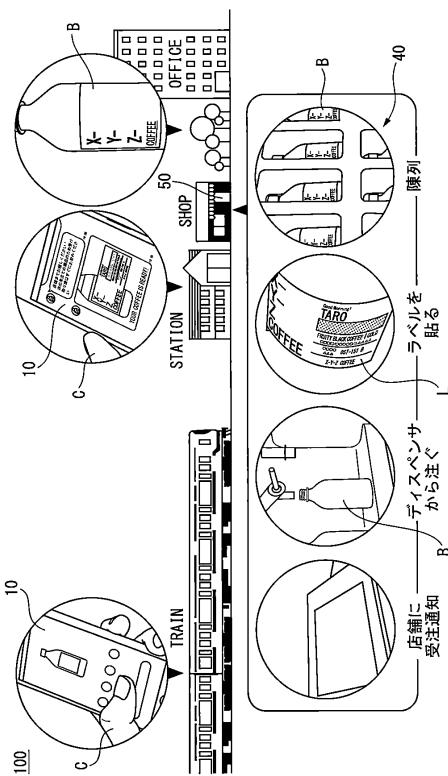
1	店舗装置	30
2	ディスペンサ	
3	出力装置	
4	デジタルサイネージ（ディスプレイ）	
5	端末	
1 0	外部装置	
1 1	処理部（識別情報付与機構、画像表示機構）	
1 2	記憶部（記憶装置）	
1 3	入力部	
1 4	表示部	40
1 5	通信部（識別情報付与機構、画像表示機構）	
2 1	ノズル	
2 2	レバー	
2 3	スイッチ	
3 0	ネットワーク	
4 0	ロッカー	
5 0	店舗	
1 0 0	システム	
B	容器	
L	ラベル	50

L T 文字  
M しるし

【図面】

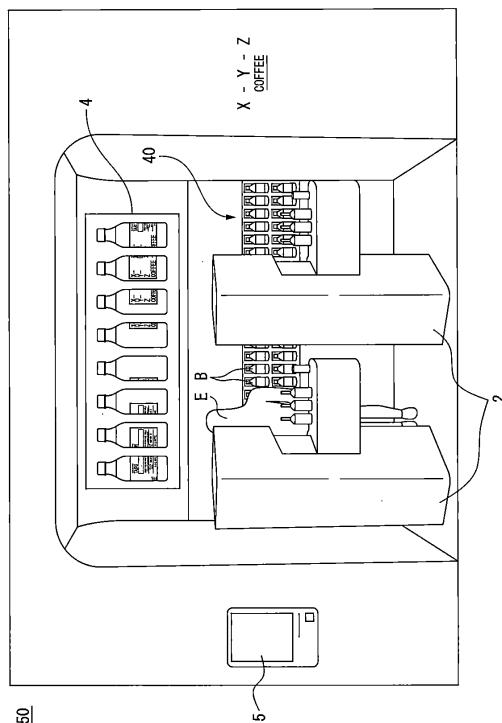
【図 1】

図1



【図 2】

図2



10

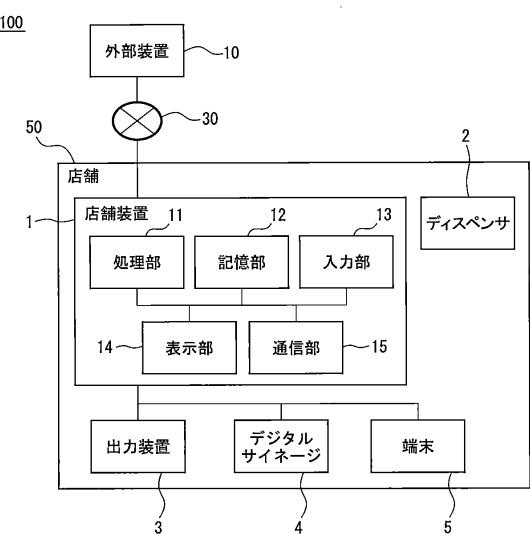
20

30

40

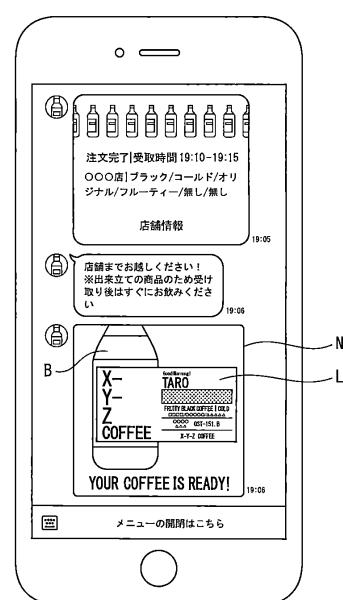
【図 3】

図3



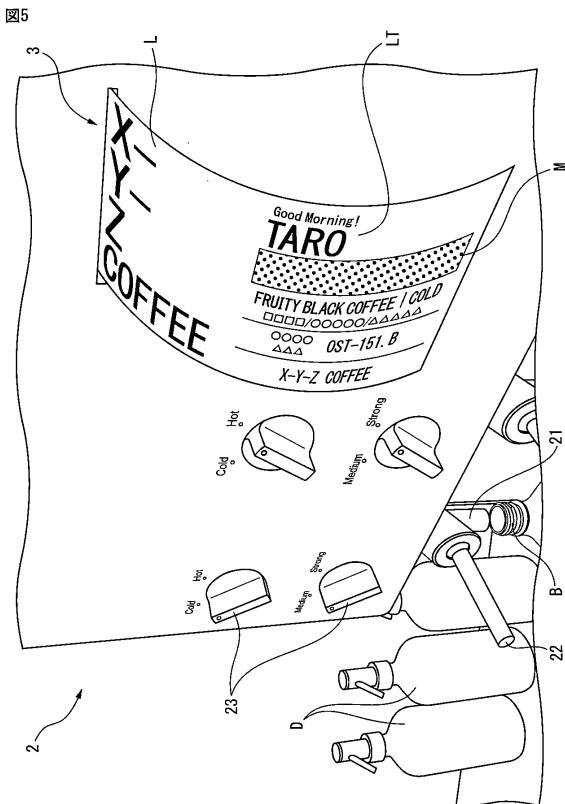
【図 4】

図4

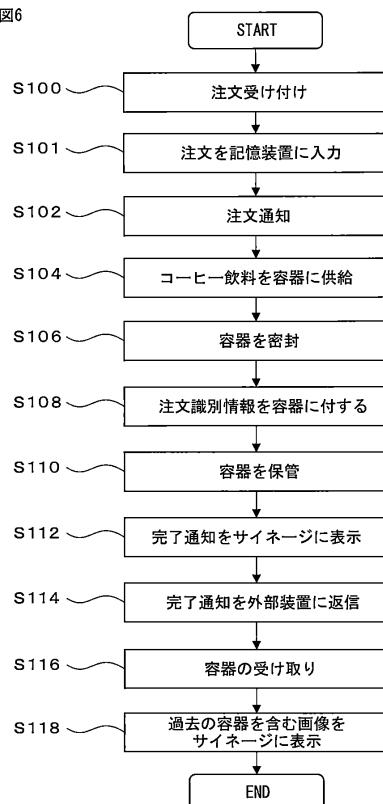


50

【図5】



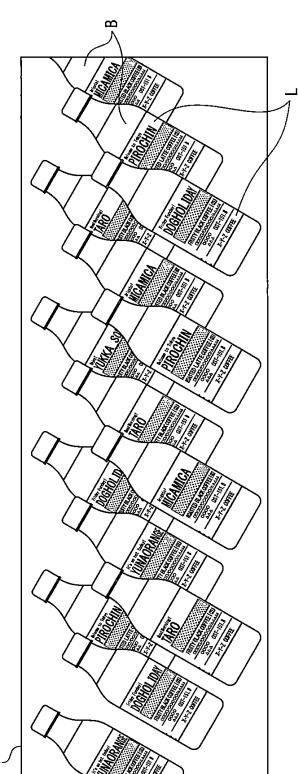
【 四 6 】



【図7】

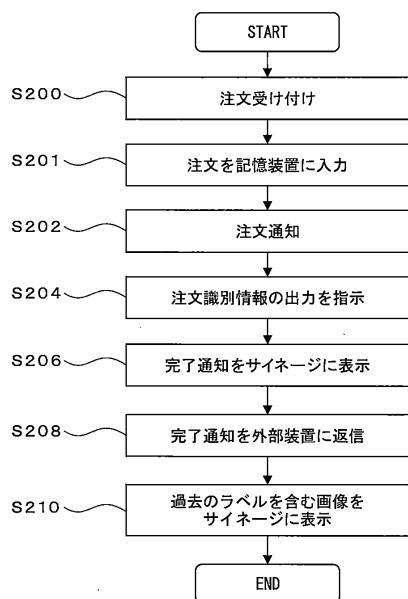


【 図 8 】



## 【図9】

図9



10

20

30

40

50

---

フロントページの続き

東京都中央区京橋三丁目 1 - 1 東京スクエアガーデン内

(72)発明者 蝶田 順也

東京都中央区京橋三丁目 1 - 1 東京スクエアガーデン内

(72)発明者 阿部 慧

東京都港区台場二丁目 3 番 3 号 サントリーワールドヘッドクォーターズ内

(72)発明者 矢吹 林

神奈川県川崎市中原区今井上町 13 - 2 商品開発センター内

(72)発明者 谷 鷹明

神奈川県川崎市中原区今井上町 13 - 2 商品開発センター内

審査官 岸 健司

(56)参考文献 特開 2016 - 051259 (JP, A)

特開 2004 - 185522 (JP, A)

特表 2018 - 530818 (JP, A)

特開 2004 - 013285 (JP, A)

特開 2018 - 005564 (JP, A)

特開 2014 - 186470 (JP, A)

(58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)

G 06 Q 10 / 00 - 99 / 00